平成２３年（フ）第４４２号
福岡市南区的場１丁目26番11号
破産者　正栄建装株式会社
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４５０号
宮城県塩竈市字庚塚128番地46、開始決定時の住所宮城県塩竈市港町１丁目６番40号
破産者　佐藤製函所こと　佐藤　江市
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３５号
富山県砺波市杉木1378番地１、開始決定時の住所富山県砺波市八十歩27番地１
破産者　石附　恵悦
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第９号
京都府福知山市字猪崎1214番地
破産者　絹川　雄介
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第６７３号
兵庫県神戸市東灘区御影石町２丁目２番25号クリスタルハイツ２Ｆ号、開始決定時の住所兵庫県西宮市松園町９番10―102号
破産者　遠矢　英樹
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７２２号
堺市南区三原台４丁17番６号、開始決定時の住所堺市南区三原台１丁１番２―1008号
破産者　根本　夏生
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０２６号
堺市堺区榎元町１丁２―20、住民票上の住所大阪府泉大津市助松町３丁目６番17号
破産者　中辻　敏郎
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２０４号
大阪府高石市東羽衣２丁目８番14号、前住所堺市南区原山台５丁10番１―810号
破産者　岡本　弘道
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０８５号
兵庫県尼崎市武庫之荘２丁目25番７―206号
破産者　藤田　　治
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５８３号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目４番８―214号
破産者　前田　　仁
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６２号
福岡県豊前市大字赤熊566番地２
破産者　熊本　照文
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
長崎県諫早市飯盛町里1820番地
破産者　家永　暢司
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
鹿児島県薩摩川内市山之口町4514番地１センチュリー21―206、開始決定時住所鹿児島県鹿児島市薬師２丁目３番20―102号
破産者　松元　眞吾
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
盛岡市本町通３丁目９番７号　コーポＳ10号、開始決定時の住所盛岡市黒石野３丁目21番２号　プライムハウスＡ―201号
破産者　柴田　信弘
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１５４号
札幌市北区篠路４条８丁目４―27　クオリア101号、住民票上の住所岩手県北上市大堤西１丁目４番20号
破産者　八重樫ノブ子
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１０７号
栃木県足利市大前町930番地１　コミュニティハイツ三伸211、開始決定時の住所群馬県太田市鳥山上町2222番地１　レジデンスムトウ601号
破産者　川鍋　淳一
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部